令和４年度第１回品川区障害者差別解消支援地域協議会　議事要旨

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和４年８月２４日（水）　午後１時３０分～午後３時 |
| 開催場所 | 品川区役所本庁舎　第五委員会室 |
| 出席者 | 近藤委員、中村委員、紙子委員、吉澤委員、木下委員、中村委員、大串委員、大塚委員、松井委員、大原委員、島委員、安藤委員、島崎委員　佐藤委員、寺島委員、伏見委員、庄田委員 |
| 欠席者 | 飯田委員、菊地委員、三輪委員 |
| 議題 | １．開会２．あいさつ３．委員紹介４．協議会の趣旨・目的５．大胡田弁護士の講演６．今後の協議会の進め方７．閉会 |
| 配布資料 | 次第資料１　委員名簿資料２　協議会の趣旨・目的について資料３　今後の協議会の進め方参考資料１　品川区障害者差別解消支援地域協議会運営要綱参考資料２　障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン（内閣府）参考資料３　品川区障害者差別解消法ハンドブック【第４版】 |

＜議事概要＞

１．開会

　〇障害者施策推進課長挨拶

　〇新任委員への委嘱状交付

　〇委員の互選により、近藤委員が会長、中村委員が副会長に選出される。

２．あいさつ

　〇会長挨拶

近藤会長：品川では、地域自立支援協議会に関わらせていただいておりましたが、今回、地域自立支援協議会と別の形で、こうやって皆さんと話し合えるような時間を取っていただきましたし、本当に多くの方々が集まってくださっていますので、皆さんともいろいろ対話を重ねながら、よりよい形を一緒につくっていけたらと思っています。

そこで、微力ながらお役に立てたらなと思っております。会長という役はいただいておりますけれども、基本的には皆さんと一緒に話し合いながら進められればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

３．委員紹介

　〇委員自己紹介

４．協議会の趣旨・目的

　〇事務局から資料２および参考資料２をもとに説明

事務局：「どこに相談すればよいかわからない」、「相談先だけでは十分対応できない」といった状況が差別解消の妨げとなっています。こうした状況に手を打たなければ、以下のような問題を繰り返してしまうといった懸念がされています。

1. 窓口での対応にばらつきが生じ、無用なトラブルを招きかねない。
2. 障害福祉担当部署や問題発生部署が、解決の全てを背負わなければならなくなる。
3. 地域における合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらず、関係者の理解が一向に進まない。
4. これらのことが結果として、同じような問題を繰り返してしまうといった懸念が指摘されています。

逆に、協議会を設置することによって、次の効果が期待できます。

1. 相談への迅速かつ適切な対応
2. 紛争解決に向けた対応力の向上
3. 職員の事務負担の軽減
4. 権利擁護に関する意識のＰＲ
5. お互い本音で話し合える関係の構築ができる

次に、国が想定する協議会の役割とは、以下のとおりです。

1. 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
2. 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
3. 障害者差別に関する相談体制の整備
4. 障害者差別の解消に資する取組の共有と分析
5. 構成機関等におけるあっせん、調整などの様々な取組による紛争解決の後押し
6. 障害者差別の解消に資する取組の周知、発信や障害特性の理解のための研修、

啓発

これらより、相談体制の構築、情報共有、普及啓発の３点が大きなポイントであると考えられます。

相談体制の構築は、差別に関する相談支援体制の構築ということです。差別解消に係る事案が発生した場合は、相談から解決までの道筋をつくることがその目的です。

事例共有については、相談事例の解決に複数機関で対応する場合、課題解決に向け、共通の認識を持つことが重要となります。さらに、事例共有により、関係機関の対応力の向上を図ることも重要になります。

普及啓発は、障害差別や障害者理解に取り組むことで、障害者差別自体の解消を図ることを目的としております。今後ですけれども、相談体制の構築、事例共有、普及啓発の在り方について、事務局としても検討を進めたいと考えておりますけれども、検討を進めるに当たりまして、今後の方向性や前提条件について、最後の議題である「今後の協議会の進め方について」でお話し合いいただければと思っております。

５．大胡田弁護士による講演

　〇障害者差別解消法の概要と障害者差別解消支援地域協議会の役割についてのビデオ講演

６．今後の協議の進め方

　〇事務局から別紙３をもとに説明

事務局：今後の協議会の進め方ということで、今後の障害者差別の解消を円滑に進めるために、今後の協議会の進め方について方向性を定めて、しっかりと議論を行う必要があります。つきましては、秘密保持・相談のプロセス・情報の可視化について、委員の方にご確認いただきたいと思います。

近藤会長：支援地域協議会って結局何をやるところなのかというのは、法的にもはっきりしていないところです。私たちの日々の周りの中で、いろんな差別事案が起こっています。不当に差別されたと感じる人、合理的配慮を否定されたと感じる人、その相手方の人が、差別をしたと思ってなくても、そういう状況になっていることがあると思います。そのため、まずその在り方、背景になっている課題を、どうやって支援地域協議会の中で変えていくのかを考えなければならないと思います。大胡田先生の話の中で、たらい回し問題というのがありました。たらい回しにされて、担当者の中だけで消費されてしまうと、そもそも何をすればよかったのかを話合う機会がなくなってしまいます。

また、障害者差別解消法パンフレットをつくっていただいていますが、例えば相談窓口のところとして障害者差別に関する相談として電話番号が書いてあるわけですが、これを見て電話してくる人はあまりいないと思います。さらに今日集まってくださった皆さんのような人たちが、地域支援協議会として、みんなで品川区をどうしていったらいいのか話そうという考えで集まっていることを、相談する側は分かりません。分からないのに一体どうやって相談すればいいのかという話です。私たちが支援地域協議会というものの中で、一体どんな相談のプロセスを用意しているのかを、相談してくる側によく見えるような形にしないといけないと思います。ただ、何かルールが決まっていてそれに従ってやったので完成、というものでは全くないので、この品川区の中でどんな形にしていったらいいのかを、みんなで話し合えたらと思っています。

今後、これを議題にしていただきたいと思います。相談プロセスの明確化です。

分野ごとにいろいろあると思います。例えば、私は学校教育に関わることが多いので、学校教育で１人の困っている障害のある生徒が通常の学校にいたとき、どうやって、誰に相談したらいいのか、取りあえず担任の先生に言えばいいのかなと思いますが、そこから先ってよく分からないです。保護者もよく分からなかったりします。同じように、福祉関係だったり、企業や就労、会社関係のことだったり、どうやって相談していったらいいのだろうとプロセスが一つ一つ違います。私たちや相談を希望する人たちがそれを知らないために相談や対話が進まないことがあります。何か大変な状況になってしまって、大もめにもめた後の状況になって、もう最後、法廷で争うしかないみたいな形になったときって、誰も幸せじゃないですよね。その前の段階で、どういうプロセスで、どんな相談ができるかを、皆さんと一緒に、目に見える形にしていけたらなと思っています。これが提案したいと思っている２点目です。

先に２点目を話してしまいましたが、１点目の秘密保持についてです。これも大胡田先生の話の中にエッセンスがあったなと思います。それは何かというと、レストランの２階に車椅子を運んでくださいと言ったら断られてしまったという話です。これを表面的に聞くと、仕方ないことじゃないかという人は結構いたわけです。それはどうしてかと言ったら、やっぱり細部が分からなかったのです。例えば、そこで一言お店の人からかけられた言葉１つとか、本人がどんなふうに自分の状況というのをお店の人にお願いしていたのかとかも分からない。つまり細部が分からないと、一体私たちはこの地域の中で、何をどう準備しておけばよかったのか、差別事案が起こらなかったのかが全然分からないということです。ただ、この場で、いろんな相談事案があったときに細部を共有しようと思うと、一歩間違うと個人が特定されてしまって、相談された当人の方に、２次的な不利益をもたらしてしまうかもしれません。しかし、ここに関わる皆さんに、相談事例に関して、あらゆる情報が削られて、一般的な情報になったものが上がってきたって何の訳にも立たないです。私たちはそこから先で品川区で何していこうかという話はできないのです。そこで個人の特定に至らないまでも、前後関係のある程度の情報が欲しい。ただ、そうすると、秘密保持の遵守がすごく重要になってきます。委員の皆さんに秘密保持の責務があるのだということをよく分かっていただいて、今後もご参加いただけたらということを確認したいというのが１点目のことでした。

それから、最後３点目は、ちょっと先のことになるかもと思ってはいるのですが、全国の市区町村、自治体の中では、独自の差別解消条例という条例をつくって臨んでおられるところがあります。そういうところでは、紛争に関する相談だったりとか、斡旋があったりとか、そういうことに関して、どんな相談が窓口に寄せられ、その後、私たち支援地域協議会に当たるような人たちがどんな取組みをして、どのようなことが起こりましたというのを自治体のウェブサイト上に掲載したりしています。そうすることによって、地域の中でこんな努力をしましたとか、ご本人からこんな相談がありました、そのためにこういう取組みをしてきましたということがしっかり情報公開されるということです。これはやっぱりすごく大事なことだなと思っているので、この情報公開の在り方についても考えていけたらなと思っています。

以上３点、今日ここで何かを話しましょうという話ではないので、今後の皆さんとの議論の軸にしていきたいと思っているのが今の３つで、秘密保持、区の中の相談プロセスをどんどん明らかにしていくこと、寄せられた相談と、その解決の様々な取組が情報公開されていること、そういう地域協議会になっていったらと思っているということを、最初にお話しさせていただけたらと思いました。

７．閉会

〇事務局より次回の開催案内等

事務局：次回の開催は、令和５年２月頃を予定しております。次回の協議会では、相談体制の構築、情報共有、規約の仕組みについて、簡単な素案をご提示しながら、皆さまで具体的な議論を進めていっていただきたいと思っております。